

15 川崎市防災インストラクター登録要綱【危機管理本部】

(平成18年12月13日 副市長専決)

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民や民間の事業者の防災活動を支援するために必要な知識、経験、技能を有している者を、川崎市防災インストラクター(以下「インストラクター」という。)として認定し、その知識等の発揮により、地域における防災に係る自助・共助の取り組みが活発になることを目指し、登録について必要な事項を定める。

(要件)

第2条 インストラクターは、本市に在住、在勤又は在学している者とする。

2 前項に規定する者は、次の各号に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 自助の理念に基づく知識を有している。
- (2) 本市地域防災計画に掲げる事項の範囲内で、地域防災力に関する知識を有している。
- (3) 重大な被害をもたらした地震災害、風水害の被災経験を有している。
- (4) 災害発生直後に、被災地において救援・支援活動を行った経験を有している。
- (5) 防災に関する資器材の取扱技能を有している。
- (6) 応急手当に関する技能を有している。
- (7) 非常時の市民生活に役立つ技能を有している。
- (8) その他、市長が適当と認めるもの。

3 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)は、登録の対象としない。

(申請)

第3条 インストラクターとして登録を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、川崎市防災インストラクター登録申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要書類を添えて市長に提出するものとする。

(予備審査)

第4条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、次に掲げる事項について予備審査を行う。

- (1) 申請内容
- (2) 本市地域防災計画との整合
- (3) その他、市長が必要と認める事項

2 前項に掲げる予備審査は、次の職員により行う。

- (1) 危機管理本部危機管理部担当課長
- (2) その他、市長が適当と認める職員

(登録審査)

第5条 市長は、インストラクターの厳正かつ公正な登録のため、川崎市防災インストラクター登録審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、以下の委員で構成する。

- (1) 危機管理本部危機管理部長
- (2) 消防局関係部長
- (3) 申請者が在住、在勤又は在学している区の副区長
- (4) その他市長が必要と認める者

- 3 審査会の委員長は、危機管理本部危機管理部長をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表する。
- 5 審査会は、委員長が招集し、これを開催する。
- 6 審査会は、インストラクターの登録の可否について審査を行う。

(登録の可否の決定)

第6条 市長は、第3条に規定する申請書及び関係書類に、予備審査における意見を付して審査会に提出する。

- 2 市長は、審査会の意見に基づいて、登録の可否を決定する。
- 3 市長は、前項に規定する審査の結果を、川崎市防災インストラクター審査結果通知書（第2号様式）により、申請者宛て通知する。
- 4 市長は、第2項の規定により登録の認定をしたインストラクターに対し、川崎市防災インストラクター登録証（第3号様式）（以下「登録証」という。）を交付する。

(活動)

第7条 インストラクターは、川崎市ぼうさい出前講座実施要綱に基づき活動するほか、市が実施する防災事業において活動するものとする。

- 2 インストラクターは、資質の向上を図るため市長が開催する研修会に参加するものとする。
- 3 前各項に掲げる活動にかかる費用については、インストラクターの負担とする。
- 4 インストラクターは、第1項に規定する活動に当たっては常に登録証を携行し、必要によりこれを提示しなければならない。
- 5 インストラクターは、申込団体から、報酬、経費その他の名目で金銭又は物品を受領してはならない。
- 6 次の各号に掲げる行為は禁止する。

- (1) 営利を目的とする行為
- (2) 特定の個人等のみ帰属する行為
- (3) 政治活動、宗教活動を目的とする行為

(支援)

第8条 市長は、インストラクターの活動支援のため次のことを行う。

- (1) 防災に関する情報の提供
- (2) 第7条第1項にかかる派遣調整
- (3) 研修会等の開催
- (4) その他市長が必要と認める事項

(登録の解除)

第9条 インストラクターは、自らの意思により、登録を解除することができる。

- 2 前項の規定により登録の解除をする場合は、川崎市防災インストラクター登録解除申出書（第4号様式）（以下「登録解除申出書」という。）に、登録証を添えて申し出なければならない。
- 3 登録解除申出書の提出をもって、登録は抹消されるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、第2項の規定によらず、直ちに登録を解除する。
 - (1) 第2条第1項に該当しなくなったとき。
 - (2) 第7条第6項各号に掲げる行為を行ったと認められるとき。
 - (3) インストラクター本人が死亡したとき。

(4) 第2条第3項に該当する場合

(5) その他、市長がインストラクターとして適当でないとき。

5 前項の規定により登録を解除された者は、登録証を速やかに市長に返却しなければならない。

(確認等)

第10条 市長は、必要に応じ、申請者又はインストラクターが第2条第3項に該当する者であるか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年12月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に登録の申請をした者について適用し、同日前に登録の申請をした者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年11月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市防災インストラクター登録申請書

申請日 年 月 日

ふりがな					写 真
*氏 名	印				※写真貼付 3.0cm×2.5cm 写真裏面に氏名を記入
生年月日	年	月	日生	（ 歳）	
住 所	（郵便番号 — ） 川崎市 区				
勤務地・通学地 <small>※住所が川崎市外の場合のみ記入</small>	川崎市 区				
自宅・携帯電話	自宅電話： （ ）		携帯電話： （ ）		
FAX・メール	FAX： （ ）		メールアドレス：		
職 業	<small>（就学中の場合は、学校名を記入して下さい。過去に就業歴がある場合は、その職種及び勤務先を記入して下さい。）</small>				
*免許・資格					
*従事内容	分 野	具体的な内容			
従事できる 時間帯	該当する箇所に○を付けてください。				※登録年月日
	平 日	午 前	午 後	夜 間	年 月 日
	休 日	午 前	午 後	夜 間	
特記事項					※登録証番号
					No.

- 注1) *印の項目は、本市ホームページ等において公表の対象となります。
- 注2) 上半身写真（*タテ*3.0cm×*ヨコ*2.5cm）は、本申請書に貼付するほか、同じ写真（登録証用）1枚を添付してください。
- 注3) 申請の際、身分を確認できるもの（運転免許証等）の提示、若しくは写しを添付してください。
- 注4) 免許・資格を有することを証する書票（写）を添付してください。
- 注5) 本申請書に記載されている事項は、本事業目的以外に使用しません。
- 注6) 太線枠内は、記入しないでください。

暴力団員でないことをないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部長に照会することについて、同意します。

(住 所)
(氏 名) 様

川崎市長

川崎市防災インストラクター審査結果通知書


年 月 日付けで申請のあった川崎市防災インストラクター登録の認定について、川崎市防災インストラクター登録要綱第6条第3項に基づき、次のとおり通知します。

審査結果	<p>【認定する場合】 川崎市防災インストラクターとして、条件を付して認定します。</p> <p>【認定しない場合】 次の理由により、川崎市防災インストラクターに認定しません。 (理由)</p>
認定の条件 ※認定しない場合は、条件欄は削除する。	<p>1 従事内容は とする。</p> <p>2 川崎市インストラクター登録要綱を遵守すること。</p>
備考	

第3号様式（第6条）

登録証の大きさ 縦 54 mm×横 90 mm

（表）

川崎市防災インストラクター登録証		
 川崎市	氏 名	
	認定年月日	年 月 日
	認定証番号	第 号
川 崎 市		

（裏）

川崎市防災インストラクター登録要綱第1条、第2条、第7条に基づく、川崎市防災インストラクターとして認定していることを証明します。		
年 月 日		
	川崎市長	印
	（連絡先）	

第 4 号様式 (第 9 条)

川崎市防災インストラクター登録解除申出書

申出日 年 月 日

ふりがな		
氏 名	印	
住 所	(郵便番号 -) 市 区	
電話・FAX	電話： ()	FAX： ()
登録年月日	年 月 日	
登録番号	No.	
解除の事由	(いずれかに○を付けてください。) 1 川崎市在住でなくなった。 2 川崎市在勤でなくなった。 3 その他 (具体的に記入して下さい。)	
特記事項		
処理欄	受 付	解除確認 押 印 欄

注 1) 解除の事由発生後、速やかに提出してください。
 注 2) 本申出書に、登録証を添えて提出してください。
 注 3) 本申出書が受け付けた時点をもって、登録を解除したものとします。
 注 4) 太線枠内は使用しないでください。